

## 住之江区南港ポートタウン・サービスコーナー事務処理要領

この事務処理要領は、住之江区南港ポートタウン・サービスコーナー設置要綱（以下「設置要綱」という。）第6条に基づき、住之江区南港ポートタウン・サービスコーナー（以下「サービスコーナー」という）、住之江区役所（以下「区役所」という）及び住之江区保健福祉センター（以下「センター」という）における事務処理について定めることを目的とする。

### 1. 証明書の交付

- (1) 設置要綱第3条第1号から第5号に定める証明書は、サービスコーナーにおいて即時交付する。
- (2) 設置要綱第3条第5号に定める納税証明書・課税証明書及び評価証明書のうち、補記を必要とするものは区役所窓口サービス課（住民登録）において作成し、次に定めるところにより、サービスコーナーにおいて取次ぎ交付する。

#### 取次ぎ交付にかかる交付時間

サービスコーナー 出発時間	12時45分
送付分の請求書等	前日12時以降から当日12時までに受けたもの (前日が休日の場合は直近の業務時)
帰着時間	15時
交付時間	15時30分以降

㊂これにより難い特別の事情が生じた場合は、その都度別に定めるところによる。

### 2. 敬老優待乗車証の新規交付申請書の受付

敬老優待乗車証の新規交付申請書が出された時はこれを受付し、区役所保健福祉課（高齢・介護保険）に送付する。

### 3. 手数料の徴収

手数料は、サービスコーナーにおいて徴収する。

### 4. 文書の送付

サービスコーナーと区役所及びセンター間の文書送付は、サービスコーナーの職員が担当する。

### 附則

この要領は、昭和55年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成8年4月16日から施行する。

附則

この要領は、平成9年1月6日から施行する。

附則

この要領は、平成17年2月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年8月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年9月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年10月9日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年7月9日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月15日から施行する。

附則

この要領は、平成25年12月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年1月15日から施行する。

附則

この要領は、令和6年12月1日から施行する。